

区のお知らせ

足立区役所
厚生部国民年金課
☎(882)1111

足立区の

昭和54年 8月1日現在	
人口	619,270人
拠出年金被保険者数	150,214人
拠出年金受給権者数	18,400人
福祉年金受給権者数	14,970人

国民年金特集 〒120 東京都足立区千住一丁目50

あなたは、年金を受けられますか？



無年金者にならないために ぜひ特例納付の活用を
国民年金を受ける最後のチャンスです。

※70歳になったとき受けとれる**老齢福祉年金**は明治44年4月1日以前に生れた方だけです。明治44年4月2日以降に生れた方は国民年金に加入し保険料を納めなければ何の年金もできません。

特例納付できる人

明治44年4月2日以降に生れた方で必ず加入しなければならない方（強制加入期間のある方も含む）

1. 明治44年4月2日以降に生れた方で現在20歳以上の方
2. 自営業、自由業などの方で厚生年金、共済組合等の年金に加入できない方とその配偶者
3. 厚生年金、共済組合等の年金に加入して年金を受ける資格を得ないで退職した方とその配偶者

※昭和36年4月以降の厚生年金等の加入期間は国民年金と通算されます。社会保険事務所等で加入期間を確認してください。

4. 国内に住所のある日本人で59歳までに裏面の加入資格期間を満たせる方

特例納付保険料——————不足する1カ月につき4,000円

例 大正5年4月1日に生れた方
 加入全期間 179月×4,000円 = 716,000円 年金額 353,900円
 加入最短期間 120月×4,000円 = 480,000円 年金額 237,200円

納める期限 昭和55年6月30日
 納める場所 都内の銀行、信用金庫等の金融機関と郵便局

加入手続きと特例納付に必要な保険料の計算および国民年金に関する相談は区役所二階国民年金課で行っております。

特例納付に必要な資金がなくてお困りの方 融資制度がはじまりました。ご利用ください。

9月1日から足立区内の金融機関の協力を得て、特例納付保険料融資あっせん制度を設けました。

○取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合等（信託銀行 農協、郵便局を除く）

○融資を受けられる方

足立区内にお住まいの特例納付できる方で次の1～5にあてはまる方

本人に収入がない場合は配偶者または同居する扶養義務者（未成年者は除く）

1. 足立区内の居住年数が1年以上の方
2. 勤続(営業)年数が3年以上の方
3. 年収が150万円以上で安定した収入の見込まれる方
4. 過去に信用事故のない方
5. その他取扱店の定める基準にあっている方

※取扱店の定める基準によっては融資を受けられない場合もあります。ご承知おきください。

○融資金額及び利率

10万円以上収入の30%以内（但し特例納付保険料額以内）で万円単位、利率7.9%以上、5年以内に返済

○債務保障

信用保障会社による保証または連帯保証人

○返済方法

融資の翌月から毎月預金口座振替により返済していただきます。その他の方法は取扱店の基準によります。

○融資申込期間

昭和55年6月14日まで

※融資を希望される方は必ず国民年金課で年金の資格審査を受けてから、金融機関へお申込ください。

この他低所得者の方には国民年金特例納付のための世帯更正資金の資付があります。くわしくは、足立区社会福祉協議会 (888)1550

国民年金に加入できる方

○必ず加入しなければならない方 (強制加入)

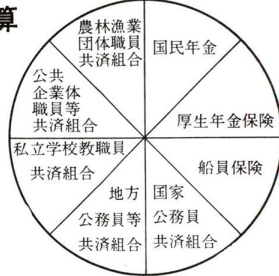
自営業、自由業などの方とその配偶者
 厚生年金や共済組合などの年金に加入できない方とその配偶者
 厚生年金や共済組合などの年金を受ける権利を得ないでやめた方とその配偶者

20歳から59歳までの人で

○希望で加入できる人 (任意加入)

昼間部の大学生
 サラリーマンの奥さん
 公的年金の受給権者とその配偶者

通算の対象となる年金制度



国民年金と他の年金制度との通算

通算老齢年金制度

仕事の関係で、いろいろな年金に加入し、一つの年金制度では期間が足りなくて老齢年金が受けられない場合でも昭和36年4月以降の各年金の加入期間を合算して加入資格期間表の期間を満たせばそれぞれの年金から通算老齢年金を受けとることができる制度です。

保 険 料

54年度 1カ月 3,300円 55年4月から 3,770円
 もし、保険料が納められなくなったとき (強制加入者のみ) —— 免除

○必ず免除になる方

生活保護を受けている方
 国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子(準母子)福祉年金を受けている方

○申請が認められれば免除になる方

所得のない方
 保険料を納めるのが困難な方

○保険料の納め忘れがあると

万一事故にあったとき、障害年金や母子年金が受けられなくなります。未納のまま2年を過ぎた保険料は時効により納められません。また老齢年金を受けるために必要な納付済期間が足りないと将来年金を受けることができなくなります。ご注意ください。

口 座 振 替

保険料の納付には便利な口座振替をご利用ください

電気、ガス、水道などと同じように、国民年金の保険料のお支払いにも、口座振替ができます。申込は預金通帳、印かん、年金手帳をもってあなた(または家族)の預金口座のある金融機関へ



老 齢 年 金

保険料を最低25年以上納めた人が65歳になったとき年金額 $1,300 \times (\text{納付月数} + \text{免除月数} \times \frac{1}{2}) \times 1.207$ 附加保険料を納めたときは、上の額にプラス 200×附加保険料納付月数
 なお昭5.4.1.以前に生れた方は資格期間表参照

母 子 年 金

18歳未満の子がいる妻が国民年金加入中夫を亡くし保険料納付が一定期間以上あるとき。
 年金額 子1人のとき 478,000円
 2人目の子のとき 24,000円加算
 3人目の子 " 4,800円 "

通算老齢年金

1つの年金制度だけでは年金を受ける年数を満たせない方はそれぞれの加入期間を合算して加入資格期間表の年数以上にすれば年金が受けられます。
 年金額 $1,300 \times (\text{納付月数} + \text{免除月数} \times \frac{1}{2}) \times 1.207$
 なお昭5.4.1.以前に生れた方は資格期間表参照

障 害 年 金

国民年金加入中のケガや病気で身体障害者になり保険料納付が一定期間以上あるとき
 年金額 1級 597,500円
 2級 478,000円

あなたが受けられる年金は

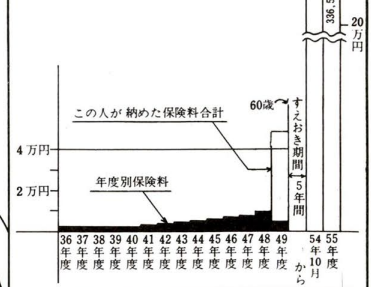
54年7月1日現在

国民年金加入資格期間表

あなたの生年月日	60歳までの金加入期間	65歳から受けられる年金額	60歳までに納めなければならない最低期間	65歳から受けられる年金額
明治45年4月1日までに生まれた人	10年	296,900円	10年	296,900円
明45.4.2~大2.4.1	11	308,500	10	280,500
大2.4.2~大3.4.1	12	320,100	10	266,700
大3.4.2~大4.4.1	13	331,700	10	255,100
大4.4.2~大5.4.1	14	343,300	10	245,200
大5.4.2~大6.4.1	15	354,900	11	260,200
大6.4.2~大7.4.1	16	366,400	12	274,800
大7.4.2~大8.4.1	17	378,000	13	289,100
大8.4.2~大9.4.1	18	389,600	14	303,000
大9.4.2~大10.4.1	19	401,200	15	316,700
大10.4.2~大11.4.1	20	412,800	16	330,200
大11.4.2~大12.4.1	21	424,400	17	343,500
大12.4.2~大13.4.1	22	436,000	18	356,700
大13.4.2~大14.4.1	23	447,600	19	369,700
大14.4.2~大15.4.1	24	459,100	20	382,600
大15.4.2~昭2.4.1	25	470,700	21	395,400
昭2.4.2~昭3.4.1	26	489,600	22	414,200
昭3.4.2~昭4.4.1	27	508,400	23	433,100
昭4.4.2~昭5.4.1	28	527,200	24	451,900
昭5.4.2以降に生まれた人	29	546,000	25	470,700
	30	564,800		
	31	583,600		
	32	602,400		
	33	621,200		
	34	640,000		
	35	658,800		
	36	677,600		
	37	696,400		
	38	715,200		
	39	734,000		
	40	752,800		

例(老齢年金)

大正3年9月2日生まれの人(今年65歳になった)人が全期間納め終っているとき…
 いままでのかけ金合計は 49,650円
 65歳で受ける年金額は 336,500円



寡 婦 年 金

老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき妻が60歳から65歳まで受けられる
 年金額 老齢年金の半額
 $1,300 \times (\text{納付月数} + \text{免除月数} \times \frac{1}{2}) \times 1.207$ の半額

死 亡 一 時 金

保険料を3年以上納めていた人が亡くなったとき年数に応じて23,000円~52,000円
 ※ 附加保険料を納めていたとき 8,500円加算

福祉年金

福祉年金の請求は区役所 2階14番窓口です。ただし老齢福祉年金は住民登録のある出張所でも受付ます。

54年 8月分から

老 齢 福 祉 年 金	明治44年 4月 1日以前に生まれ た人が70歳になったとき。	年 額	240,000円	月 額	20,000円
障 害 福 祉 年 金 (身体障害者手帳1級~3級程度)	○昭和36年 4月 1日以前の病気やケガで、障害になったとき。 ○20歳以前に障害があるとき。 ○国民年金の加入期間が短いため、拠出制の障害年金が受けられないとき。	一 年 額	360,000円	月 額	30,000円
		二 年 額	240,000円	月 額	20,000円

請求手続に必要なもの

1. 住民票世帯全員の写し。
2. 本人の印かん。
3. 本人または配偶者が恩給、厚生年金、遺族年金を受けている場合はその証書。
4. 障害福祉年金には他に国民年金用診断書が必要です。

その他に母子福祉年金、準母子福祉年金があります。

所得制限限度額

扶 養 人 数	本 人	配 偶 者、扶 養 義 務 者
0 人	955,000円	5,813,000円
1 人	1,305,000円	6,062,000円
2 人	1,595,000円	6,275,000円
1人増すごと	290,000円増	213,000円増

本人が公的年金を受けているとき

一般の公的年金を受けているとき	老齢(退職)年金、普通恩給 遺族年金、普通扶助料など。	410,000円まで支給。
戦争による公的年金を受けているとき	公務扶助料、増加恩給、障害年金、遺族年金など。	旧軍人、軍属の階級が大尉まで支給

国民年金保養センター

自然公園や温泉地など、景勝の地に建てられた保養施設で、国民年金の加入者や受給者の方を中心に、どなたでも利用できます。利用料金、施設は次の表のとおりですが、利用の申込みは4ヵ月~6ヵ月前から保養センターで直接受け付けていますので、手紙か電話で申込んでください。

国民年金保養センター施設一覧

名 称	所 在 地	電 話	54年4月1日現在 宿泊料金 喫食費 その他
い わ な い	北海道岩内郡岩内町字野東500 〒045	(01356)2-8841	3,300 3,600
つ が る 富 士 見	青森県北津軽郡鶴田町大沢 〒038-35	(0173)22-3003	2,900 3,300
の も し が ろ	秋田県能代市落合字亀谷地1-11 〒016	(01855)4-2121	3,100 3,500
阿 多 多 羅	山形県最上郡最上町かにの又 〒999-62	(02334)4-2311	3,200 3,500
草津グリーンパークバレス	福島県二本松市岳温泉 〒964	(024324)-2306	3,890 4,330
こ ひ し	群馬県吾妻郡草津町白根 〒377-17	(027988)-3960	3,200 3,400
の 湖 畔 荘	新潟県北魚沼郡湯之谷村滝沢 〒946	(02579)2-6111	3,100 3,500
北 湖 畔 荘	富山県氷見市姿 〒935-04	(0766)79-1324	2,800 3,200
グリーンハイツ養老	石川県羽咋郡志雄町 〒929-14	(076729)-4181	2,800 3,200
翠 湖	福井県坂井郡芦原町北湖 〒910-42	(0776)79-1124	3,100 3,400
く い ま の ば	岐阜県養老郡養老町小倉 〒503-12	(05843)2-3118	3,800 4,000
湖 し	滋賀県高島郡高島町萩の浜 〒520-11	(07403)6-1140	3,100 3,500
源 う わ 幸	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 〒649-52	(07355)7-0633	3,000 3,500
か あ に さ き	鳥取市松原 〒680-14	(0857)57-0224	3,890 4,330
青 島 太 陽 閣	島根県鼓川郡湖陵町神西 〒699-08	(0853)43-1311	3,400 3,700
垂 水 温 泉 ホ テ ル	岡山県倉敷市下津井 〒711	(0864)79-8880	3,630 4,070
	山口県下関市火の山 〒751	(0832)32-5900	3,400 3,800
	愛媛県宇和島市丸穂天神 〒798	(08952)5-3000	4,070 4,400
	福岡県筑紫郡太宰府町太宰府 〒818-01	(09292)5-5801	3,200 3,500
	佐賀県神埼郡神埼町 〒842-01	(09525)3-1188	3,000 3,500
	熊本県芦北郡芦北町鶴木山井手1660-21 〒869-54	(09668)2-5000	3,100 3,500
	大分県東国東郡国東町黒崎津 〒873-05	(09787)2-2112	3,000 3,400
	宮崎県青島 〒889-22	(09856)5-1531	3,200 3,300
	鹿児島県垂水市錦江町 〒891-21	(09943)2-1531	3,500 4,000

場 所 区役所一階第一会議室

時 間 午前10時~午後三時三十分

毎 月 第 一 水 曜 日

年 金 相 談

今年国民年金20周年記念事業として、この保養センターを利用する「国民年金生きがい旅行」が昭和54年12月までの間に行なわれます。

くわしくは 日本交通交社 団体顧客部 営業三課 住所 〒100 千代田区丸の内1-6-4 ☎ (284)7924
東急観光K.K. 営業推進部 住所 〒150 渋谷区1-16-14 渋谷地下鉄ビル9階 ☎ (407)4044

詳しいお問い合わせ
足立区役所厚生部国民年金課
882-1111

○加入手続き
○保険料の納付相談
○保険料の免除申請・口座振替
○年金請求の手続き

適用係 内線386~388
検認係 内線396~399
記録係 内線394~395
給付係 内線392~393